

○総務省令第十八号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

目次

「第一章」第三章 略」
 第四章 基幹放送
 「第一節 略」
 第二節 基幹放送事業者
 「第一款 略」
 第二款 業務（第八十二条―第八十六条）
 「第三節・第三節の二 略」
 第四節 基幹放送局提供事業者（第九十二条―第一百一条）
 「第五節・第六節 略」
 「第五章」第九章 略」
 附則

「削る」

（会計単位の区分）
 第九十六条 兼業事業者は、放送局設備等供給業務に関連する費用及び収益を、放送局設備等供給業務管理部門（当該兼業事業者の基幹放送局設備等（当該基幹放送局設備等のうち、特定地上基幹放送局等設備（法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備をいう。以下同じ。）にあつては、当該兼業事業者の基幹放送局設備に相当する部分に限る。以下同じ。）及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。）に必要な費用並びに当該基幹放送局設備等の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。）と放送局設備等供給業務利用部門（基幹放送の業務に属する活動（当該兼業事業者の基幹放送局設備等及びその管理運営を除く。）に必要な費用及び当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。）と適正に区分して整理しなければならない。

目次

「第一章」第三章 同上」
 第四章 「同上」
 「第一節 同上」
 第二節 「同上」
 「第一款 同上」
 第二款 業務（第八十二条―第八十六条の二）
 「第三節・第三節の二 同上」
 第四節 基幹放送局提供事業者（第九十二条―第一百一条の二）
 「第五節・第六節 同上」
 「第五章」第九章 同上」
 附則
 （確認）

第八十六条の二 基幹放送事業者は、総務大臣の定めるところにより、基幹放送設備（法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備をいう。以下同じ。）又は特定地上基幹放送局等設備（法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備をいう。以下同じ。）の整備に関する計画（以下この条において「基幹放送設備等整備計画」という。）を総務大臣に提出し、当該基幹放送設備等整備計画が法第百八条の放送的な実施のために特に必要なものであることについて、総務大臣の確認を受けることができる。
 2 総務大臣は、前項の確認をしたときは、当該確認に係る基幹放送設備等整備計画の内容を表すものとする。
 3 第一項の確認を受けた基幹放送事業者は、当該確認に係る基幹放送設備等整備計画の変更をしようとするときは、総務大臣の定めるところにより、変更後の基幹放送設備等整備計画を総務大臣に提出して、その確認を受けなければならない。
 4 第二項の規定は、前項の確認について準用する。

（会計単位の区分）
 第九十六条 兼業事業者は、放送局設備等供給業務に関連する費用及び収益を、放送局設備等供給業務管理部門（当該兼業事業者の基幹放送局設備等（当該基幹放送局設備等のうち、特定地上基幹放送局等設備にあつては、当該兼業事業者の基幹放送局設備に相当する部分に限る。以下同じ。）及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。）に必要な費用並びに当該基幹放送局設備等の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。）と放送局設備等供給業務利用部門（基幹放送の業務に属する活動（当該兼業事業者の基幹放送局設備等及びその管理運営を除く。）に必要な費用及び当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。）と適正に区分して整理しなければならない。

<p>〔2 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>（放送の停止等の報告）</p> <p>第二百二十四条 法第十三条及び第二十二条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生した日から三十日以内に提出しなければならない。</p> <p>一 認定基幹放送事業者の基幹放送設備（法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備をいう。以下同じ。） 別表第二十四号の様式</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>〔2 同上〕</p> <p>（確認）</p> <p>第一百一条の二 基幹放送局提供事業者は、総務大臣の定めるところにより、基幹放送局設備の整備に関する計画（以下この条において「基幹放送局設備整備計画」という。）を総務大臣に提出し、当該基幹放送局設備整備計画が認定基幹放送事業者による法第八十八条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて、総務大臣の確認を受けることができる。</p> <p>2 総務大臣は、前項の確認をしたときは、当該確認に係る基幹放送局設備整備計画の内容を公表するものとする。</p> <p>3 第一項の確認を受けた基幹放送局提供事業者は、当該確認に係る基幹放送局設備整備計画の変更をしようとするときは、総務大臣の定めるところにより、変更後の基幹放送局設備整備計画を総務大臣に提出して、その確認を受けなければならない。</p> <p>4 第二項の規定は、前項の確認について準用する。</p> <p>（放送の停止等の報告）</p> <p>第二百二十四条 〔同上〕</p> <p>一 認定基幹放送事業者の基幹放送設備 別表第二十四号の様式</p> <p>〔二・三 同上〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。